

○熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則

(昭和 37 年 10 月 18 日規則第 55 号)

**改正** 昭和 45 年 8 月 29 日規則第 54 号 昭和 47 年 4 月 27 日規則第 28 号  
 昭和 47 年 9 月 12 日規則第 57 号 昭和 49 年 10 月 8 日規則第 52 号  
 昭和 53 年 7 月 13 日規則第 34 号 昭和 61 年 7 月 28 日規則第 40 号  
 平成元年 9 月 28 日規則第 46 号 平成 3 年 10 月 8 日規則第 45 号  
 平成 10 年 3 月 18 日規則第 3 号 平成 12 年 12 月 28 日規則第 57 号  
 平成 14 年 3 月 29 日規則第 42 号 平成 18 年 7 月 12 日規則第 55 号  
 平成 25 年 3 月 29 日規則第 29 号 平成 27 年 3 月 20 日規則第 4 号  
 平成 30 年 3 月 30 日規則第 10 号 令和 3 年 7 月 30 日規則第 32 号

熊本県看護婦等修学資金貸与条例施行規則をここに公布する。

熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県看護師等修学資金貸与条例(昭和 37 年熊本県条例第 33 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(修学資金の種類及び貸与の額)

第 2 条 修学資金の種類は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、修学資金の貸与の額は、同表の左欄に掲げる修学資金の種類ごとに同表の中欄に掲げる養成施設の設置者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

修学資金の種類	養成施設の設置者	貸与の額 (月額)
1 保健師修学資金 (保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号。以下この表において「法」という。)第 19 条第 1 号に規定する学校又は同条第 2 号に規定する保健師養成所に在学する者に貸与する修学資金をいう。)	国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人又は地方公共団体 (以下この表において「国等」という。)	32,000 円
	国等以外の者	36,000 円
2 助産師修学資金 (法第 20 条第 1 号に規定する学校又は同条第 2 号に規定する助産師養成所に在学する者に貸与する修学資金をいう。)	国等	32,000 円
	国等以外の者	36,000 円
3 看護師修学資金 (法第 21 条第 1 号に規定する大学若しくは同条第 2 号に規定する学校又は同条第 3 号に規定する看護師養成所に在学する者に貸与する修学資金をいう。)	国等	32,000 円
	国等以外の者	36,000 円
4 准看護師修学資金 (法第 22 条第 1 号に規定する学校又は同条第 2 号に規定する准看護師養成所に在	国等	15,000 円

学する者に貸与する修学資金をいう。)	国等以外の者	21,000 円
--------------------	--------	-------------

(規則で定める市町村)

第2条の2 条例第7条第1項第1号の規則で定める市町村は、八代市、人吉市、水俣市、天草市、上天草市、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村及び苓北町とする。

(業務従事期間の計算)

第2条の3 条例第7条第1項、第2項及び第3項並びに第11条第2号に規定する看護職員の業務に従事した期間(以下この条において「業務従事期間」という。)を計算する場合においては、月数によるものとし、施設等(条例第7条第1項第1号に規定する施設等をいう。以下同じ。)において看護職員の業務の従事を開始した日の属する月から看護職員の業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。ただし、看護職員の業務に従事しなくなった日の属する月において再び看護職員の業務に従事したときは、その月を1月として算入するものとする。

2 前項の規定により業務従事期間を計算する場合において、当該期間中に他種の養成施設への進学、疾病、負傷等やむを得ない事由により看護職員の業務に従事できなかった期間(以下この項において「休職期間」という。)があるときは、前項の規定により計算した業務従事期間から、休職期間の開始の日の属する月から休職期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、休職期間の終了の日の属する月において再び休職期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

3 条例第7条第2項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める方法とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 それぞれの施設等における業務従事期間を合算する方法

(2) 修学生が養成施設を卒業後当初施設等として特定施設等に従事し、その後特定施設等以外の施設等においても看護職員の業務に従事した場合 特定施設等における業務従事期間と特定施設等以外の施設等における業務従事期間に5分の3を乗じて得た期間とを合算する方法

(3) 修学生が養成施設を卒業後当初施設等として特定施設等以外の施設等に従事し、その後特定施設等においても看護職員の業務に従事した場合 特定施設等以外の施設等における業務従事期間と特定施設等における業務従事期間に3分の5を乗じて得た期間とを合算する方法

4 条例第7条第3項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める方法とする。

(1) 修学生が養成施設を卒業後引き続き条例第7条第1項第1号ア(ウ)に掲げる施設において看護職員の業務に従事している期間中に当該施設が病床数の増加により同号イに掲げる施設に該当することとなった場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める方法

ア 第2条の2に規定する市町村（以下この号及び次号において「特定市町村」という。）に所在する条例第7条第1項第1号ア(ウ)に掲げる施設が病床数の増加により同号イに掲げる施設に該当することとなった場合 病床数の増加前の施設における業務従事期間と病床数の増加後の施設における業務従事期間に5分の3を乗じて得た期間とを合算する方法

イ 特定市町村以外の市町村に所在する条例第7条第1項第1号ア(ウ)に掲げる施設が病床数の増加により同号イに掲げる施設に該当することとなった場合 病床数の増加前の施設における業務従事期間と病床数の増加後の施設における業務従事期間とを合算する方法

(2) 修学生が養成施設を卒業後引き続き条例第7条第1項第1号イに掲げる施設において看護職員の業務に従事している期間中に当該施設が病床数の減少により同号ア(ウ)に掲げる施設に該当することとなった場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める方法

ア 特定市町村に所在する条例第7条第1項第1号イに掲げる施設が病床数の減少により同号ア(ウ)に掲げる施設に該当することとなった場合 病床数の減少前の施設における業務従事期間と病床数の減少後の施設における業務従事期間に3分の5を乗じて得た期間とを合算する方法

イ 特定市町村以外の市町村に所在する条例第7条第1項第1号イに掲げる施設が病床数の減少により同号ア(ウ)に掲げる施設に該当することとなった場合 病床数の減少前の施設における業務従事期間と病床数の減少後の施設における業務従事期間とを合算する方法

(貸与の申請手続)

第3条 修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書(別記第1号様式)に修学生推薦書(別記第2号様式)を添えて知事に提出しなければならない。

(修学生決定の通知)

第4条 知事は、前条の書類を受理した場合は、審査のうえ修学資金の貸与対象者を決定し、修学資金貸与決定通知書(別記第3号様式)により本人に通知するものとする。

(修学資金の交付)

第5条 修学資金は、3月分をまとめて本人に交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、4月分以上をまとめて交付することができる。

2 前項の規定による交付は、当該交付分の最後の月の末日までに行うものとする。ただし、特別の事情があつてこれにより難しいときは、この限りでない。

(修学生に関する異動届出)

第6条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、知事に届け出なければならない。

- (1) 休学、停学又は退学したとき。
- (2) 復学したとき。
- (3) 本人又は保証人が住所又は氏名を変更したとき。
- (4) 保証人が欠けたとき。

2 修学生が疾病その他の事由で前項の規定による届出をすることができないときは、その修学生にかわり保証人が届け出なければならない。

(修学資金の辞退)

第7条 修学生は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは、修学資金辞退届(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(修学資金借用証書の提出)

第8条 修学生は、卒業したとき、又は条例第6条第1項の規定により修学資金の貸与契約を解除されたときは、貸与を受けた修学資金の全額について、本人及び保証人連署の修学資金借用証書(別記第5号様式)を直ちに知事に提出しなければならない。

(修学生であった者に関する届出)

第9条 修学生であった者は、修学資金の返還完了前に次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、知事に届け出なければならない。

- (1) 養成施設卒業後他種の養成施設に進学したとき。
- (2) 養成施設卒業後免許を取得したとき。
- (3) 当該免許取得後施設等において、看護職員の業務に従事したとき。
- (4) 看護職員の業務に従事する勤務先を変更したとき。
- (5) 施設等において看護職員の業務に従事しなくなったとき。
- (6) 本人又は保証人の氏名、住所その他修学資金借用証書に記載した事項に異動があったとき。

2 前項第1号の場合は養成施設の長の在学証明書を、前項第2号の場合は当該免許証の写しを、前項第3号、第4号及び第5号の場合は事業主の雇用に関する証明書をそれぞれ添付しなければならない。

(死亡等の届出)

第10条 修学生又は修学生であった者が、修学資金の返還完了前に死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは、本人又は保証人は、直ちに医師の診断書を添えて知事に届け出なければならない。

(返還書)

第11条 条例第8条の規定により修学資金を返還しなければならない者は、修学資金返還書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(返還債務の履行猶予申請手続)

第12条 条例第9条又は第10条の規定による修学資金の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(別記第7号様式)にその事由を証明することができる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(返還債務の免除申請手続)

第13条 条例第7条又は第11条の規定による修学資金の返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書(別記第8号様式)にその事由を証明することができる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和37年8月1日から適用する。

附 則(昭和45年8月29日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年4月27日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年9月12日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年10月8日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年7月13日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年7月28日規則第40号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の熊本県看護婦等修学資金貸与条例施行規則第11条第1項の規定は、昭和61年4月1日以後に養成施設に入学した者について適用し、同日前に養成施設に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成元年9月28日規則第46号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の熊本県看護婦等修学資金貸与条例施行規則第2条の規定は、平成元年4月1日以後に養成施設に入学した者について適用し、同日前に養成施設に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成3年10月8日規則第45号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の熊本県看護婦等修学資金貸与条例施行規則第2条の規定は、平成3年4月1日以後に養成施設に入学した者について適用し、同日前に養成施設に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月18日規則第3号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月28日規則第57号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第1条及び第2条の規定は、平成14年3月1日から適用する。

附 則(平成18年7月12日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月29日規則第29号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第10号)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の2及び第2条の3の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸与契約を締結した者（施行日前に貸与契約を締結し、かつ、施行日以後に貸与契約を締結した者を含む。）について適用し、施行日前に貸与契約を締結した者については、なお従前の例による。

附 則(令和3年7月30日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式(第 3 条関係)

(表)

[別紙参照]

別記第 1 号様式

(裏)

[別紙参照]

別記第 2 号様式(第 3 条関係)

[別紙参照]

別記第 3 号様式(第 4 条関係)

[別紙参照]

別記第 4 号様式(第 7 条関係)

[別紙参照]

別記第 5 号様式(第 8 条関係)

[別紙参照]

別記第 6 号様式(第 11 条関係)

[別紙参照]

別記第 7 号様式(第 12 条関係)

[別紙参照]

別記第 8 号様式(第 13 条関係)

[別紙参照]